

大阪広域環境施設組合

ごみ焼却工場等における緊急工事等事務運用要領

制 定 平成 27 年 4 月 1 日
改 定 令和 4 年 7 月 1 日

(目 的)

第 1 条 この要領は本組合のごみ焼却工場又は北港事務所（以下、「ごみ焼却工場等」という。）において、緊急に施工しなければならない工事又は修繕（以下、「緊急工事等」という。）が生じた場合に、迅速な対応を図るため必要な事項を定めるものである。

(適 用)

第 2 条 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号の規定に基づき、緊急の必要により随意契約を締結することができる場合は、緊急工事等であって、競争に付す時間的余裕がない場合であり、その範囲はごみ焼却工場等の各設備の故障に伴い緊急復旧が必要な範囲とする。

(緊急工事等)

第 3 条 この要領において「緊急工事等」とは、以下に定めるものをいう。

- (1) 人命等に係る安全確保が必要な場合。
- (2) 2 次災害の可能性が高く、被害の拡大が懸念される場合。
- (3) ごみ処理事業の円滑な遂行に支障をきたす恐れがある場合。
- (4) 周辺環境への影響が懸念される場合。
- (5) ごみ焼却工場等の停止により、経済的損失が大きい場合。
- (6) 関係法令を遵守するために緊急にて施工する必要がある場合。

(事務手続)

第 4 条 前条の場合における事務手続は、次のとおりとする。

- (1) ごみ焼却工場等は故障等が発生したときは、前条の規定に該当するかについて施設部施設管理課と協議を行い、緊急工事等に該当すると判断された場合、施設部施設管理課は総務部経理課（契約担当）と連絡調整をするものとする。
- (2) ごみ焼却工場等は、緊急施工指示依頼書を作成し施設管理課との合議決裁後、総務部経理課（契約担当）に提出する。
- (3) 総務部経理課（契約担当）は、緊急施工指示依頼書受領後、直ちに緊急施工指示書により受注を予定する者へ緊急施工の指示を行う。

(補 則)

第 5 条 この要領の実施に関して必要な事務手続きを別紙に定める。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 12 月 21 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

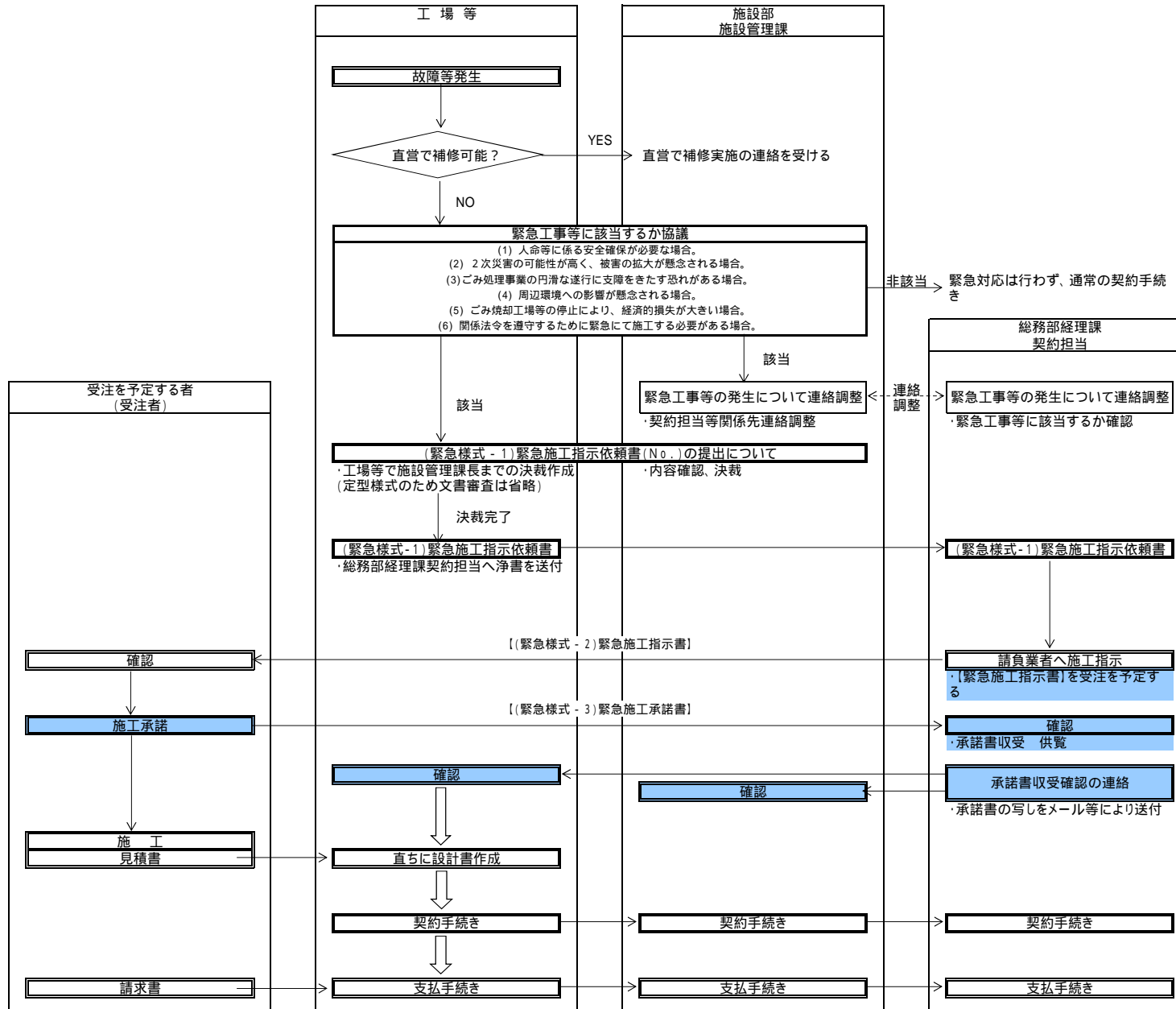
附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

緊急補修工事・緊急修繕 事務手続フロー



令和 年 月 日

総務部 経理課長 様

_____工場長
(担当_____)

緊急施工指示依頼書 (NO. ____)

下記について、緊急施工指示を依頼します。

発生日時	令和 年 月 日 () 時 分頃
故障状況	
ごみ焼却工場等における緊急工事等事務運用要領適用条項	第3条 ()
該当理由	
受注を予定する者	_____ 担当 : _____ TEL : _____ E-mail: _____

工事、または修繕名称 :

(緊急様式-2)

令和 年 月 日

■■■■■ 様

大阪広域環境施設組合
事務局長

緊急施工指示書 (NO.)

下記のとおり、緊急施工を要し即時着工する必要がありますので、速やかに着手してください。
なお本件契約については、▲▲工場より事業請負契約請求があり次第、直ちに行うものとします。

記

- 1 施設名 ▲▲工場
- 2 工事、または修繕名称

(緊急様式-3)

令和 年 月 日

大阪広域環境施設組合
事務局長 様

受注者 所在地
会社名
氏名

印

緊急施工承諾書

令和 年 月 日付け「緊急施工指示書 (NO. ____)」により指示されました施工について異議なく承諾します。